

医政発0112第3号
職発0112第3号
社援発0112第3号
老発0112第3号
平成29年1月12日

都道府県知事
政令市・中核市長
地方厚生(支)局長
都道府県労働局長

} 殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省職業安定局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長
(公印省略)

「「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」の一部改正について

「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文」に基づき我が国に入国するベトナム人看護師、ベトナム人介護福祉士、ベトナム人看護師候補者及びベトナム人介護福祉士候補者の受入れの仕組み及びその運営に関する基本的事項の留意点等については、「「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」(平成25年3月6日医政発0306第5号、職発0306第5号、社援発0306第6号、老発0306第5号)により示しているところである。当該通知については、今般、本日付けて「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件」(平成29年厚生労働省告示第9号)が告示され、平成

29年4月1日から適用することとされたことを踏まえ、別添1の新旧対照表の
とおり改正し、平成29年4月1日から別添2を適用することとしたので、御了
知願いたい。